

## 【在留手続】

### ( 1 ) 外国人登録

日本に90日以上滞在する外国人は、居住している市町村役場（市民課、住民課）において外国人登録をする必要があります。

#### 〔申請に必要なもの〕

パスポート

写真2枚

写真規格

- ・縦4.5cm×横3.5cm（顔の大きさが約3cm）
- ・6ヶ月以内に撮影されたもの
- ・無帽で正面を向いたもの
- ・背景のないもの
- ・鮮明なもの

### ( 2 ) 外国人登録証明書の紛失

外国人登録証明書を紛失した場合には、14日以内に市町村役場において再発行の申請をしなければなりません。

#### 〔申請に必要なもの〕

パスポート

写真2枚

紛失した理由書

### ( 3 ) 一時帰国及び再入国

一時帰国する場合、日本に再入国するための許可申請が必要になります。再入国許可は1回限りのものと、ビザの有効期限内なら何度でも出入国ができる数次再入国許可の2種類があります。

#### 〔申請に必要なもの〕

航空券

在学証明書

パスポート

外国人登録証明書

3,000円の収入印紙（1回限り）

6,000円の収入印紙（数次）

#### 〔申請するところ〕

「福岡入国管理局那覇支局」

那覇市樋川1-15-15（那覇第1地方合同庁舎7階）

Tel. 098-832-4185

月曜日～金曜日 午前9時～正午、午後1時～午後4時

(4) 在留期間の更新

在留期間の更新は失効日の2ヵ月前から「福岡入国管理局那覇支局」で受け付けています。

〔申請に必要なもの〕

在学証明書（留学生の場合）

成績証明書（留学生の場合）

銀行等預金証明書

パスポート

外国人登録証明書

4,000円の収入印紙（那覇第一地方合同庁舎内又は各郵便局で購入可能）

(5) 在留資格の変更

在留資格で認められた以外の活動を行うには、「福岡入国管理局那覇支局」で在留資格の変更の許可を受ける必要があります。

〔申請に必要な書類〕

在留資格変更申請書（福岡入国管理局那覇支局に申請用紙あり）

外国人登録証明書

パスポート

その他、活動内容によって提出資料が異なるので「福岡入国管理局那覇支局」に問い合わせてください。

(6) 在留資格の取得

外国人夫婦に子供が生まれたとき、赤ちゃんは30日以内に「福岡入国管理局那覇支局」に申請し、在留資格を取得する必要があります。60日以内に出国する場合は必要ありません。